

文化センターの受け付けを再開

市民協働推進課 ☎77514539
☎77519819

耐震補強工事などの改修工事のため現在休館中の文化センターは、10月1日(日)からリニューアル開館を予定しています。すでにホールなどの一部施設は、3月1日から上尾市公共施設予約システムで抽選申し込みの受け付けを開始していますが、多目的室や集会室など、それ以外の施設も7月1日(土)から受け付けを開始します。

県後期高齢者医療
歯科健康診査

774129955

保険年金課 ☎77515125
高齢者医療担当 ☎77519827

県後期高齢者医療広域連合では、該当被保険者に対して歯科健康診査を実施します。7月1日(土)〜平成30年1月31日(休) 県歯科医師会加入の実施医療機関 平成28年度に75歳になった市後期高齢者医療制度の加入者(昭和16年4月2日〜昭和17年4月1日生まれ) 後期高

齢者医療被保険者証、県後期高齢者医療広域連合からの歯科健康診査に関する郵送物一式(6月ごろに対象者へ郵送) ※平成29年度の市成人歯科健康診査は受診できませんので注意してください。希望する実施医療機関に直接予約 ※市外の歯科医院でも受診可能です。

在宅医療・介護連携シンポジウムを初開催

高齢介護課 ☎7756473
☎7768872

3月20日、コミュニティセンターで、「上尾市の医療と介護の将来を考える集い」と題し、在宅医療・介護連携シンポジウムを開催しました。これは市の医療・介護関係者の連携推進や地域住民への在宅医療などの普及・啓発を目的にしています。

最初に、聖学院大学教授の古谷野(こやの)さん(ご)を招き、「地域包括ケアシステムと医療・介護連携の必要性」をテーマにした基調講演が行われました。その他にも上尾市医師会、ケアマネの会あげおの代表者による「在宅医療の現状」「在宅介護の現状」の事例報告や市リハビリ協議会、地域包括支援センターの代表者に加え「上尾市の医療と介護の将来を考え

る」をテーマにしたパネルディスカッションも行われました。

医療や介護に携わる専門職が、上尾市における在宅療養の現状や今後のあり方について、活発な意見交換を行い、来場者の皆さんも熱心に聞き入っていました。



パネルディスカッションの様子

建物のアスベスト分析
調査費用を補助

建築安全課 ☎7758490
☎7759906

アスベストの分析調査事業を行う建物の所有者などに補助金を交付します。吹き付けアスベストが施工されている恐れがある市内の建築物 【補助対象者】所有者、区分所有者の団体または管理者 ※一定の条件があります。 【補助金額】分析調査に要した経費(予算の範囲内で25万円を限度) 【分析調査を行う機関】日本工業規格(JIS)A1481-1〜4に適合し、所定の装置・機器を備えている作業環境測定法第2条第7項に規定する機関 事前

相談票(建築安全課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、必要書類を用意し直接、建築安全課へ

ごみ収集カレンダーを配布

西貝環境センター ☎78119141
☎78119166

平成29年度「上尾市ごみ収集カレンダー」(7月1日〜平成30年6月30日分)を6月中に配布します。カレンダーは任んでいる地域(4地域)の収集日程に合わせて作成しています。ルールを守り、必ずカレンダーの日程に従ってごみを出してください。

平成28年度「上尾市ごみ収集カレンダー」の訂正

平成28年度「上尾市ごみ収集カレンダー」のAについて、6月29日(休)が空欄となっていますが、可燃物(プラスチックを含む)の日となりますので、おわびして訂正します。

平成29年度教科書展示会

指導課 ☎77519672
☎77515633

市教育委員会では、公立小・中学校で使用する教科書見本などを展示します。6月16日(金)〜29日(木) 11〜18時 市教育センター

**国民健康保険
被保険者証を更新**

保険年金課 ☎78216471
(国保資格・課税担当) ☎775199827

8月1日(火)から、1年間使える国民健康保険(国保)被保険者証を更新します。新しい被保険者証(茶色)は、6月下旬から順次、簡易書留で郵送します。※国保から勤務先の健康保険に変わった人は、国保を脱退する手続きが必要です。【必要書類】国保被保険者証、勤務先の被保険者証、本人確認書類、脱退者と世帯主のマイナンバーが分かる物 【受付窓口】保険年金課または各支所・出張所

70歳以上の国保加入者

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人は誕生日)から75歳の誕生日の前日までは、国保被保険者証兼高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割(誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)または3割になります。負担割合を判定する所得基準は下表のとおりです。負担割合の判定は、同一世帯に属する70〜74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の70〜74歳の人は同じ負担割合になります。※同一世帯内の70〜74歳

の人が国保を加入・脱退した時や、所得額などの変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。

なお、以前は医療機関へ受診の時に被保険者証と高齢受給者証の2枚の提示が必要でしたが、一体化したため現在は国保被保険者証兼高齢受給者証の1枚で受診ができます。

自己負担割合	判定基準/本人または同一世帯(70〜74歳)国保加入者
3割 (現役並み所得者)	市・県民税課税標準額が145万円以上の人
2割 (誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)	市・県民税課税標準額が145万円未満の人 平成27年1月2日以降に70歳を迎える人がいる世帯で、 旧ただし書き所得 (注)の合計額が210万円以下の人

(注) 総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)

国民健康保険税の所得申告

保険年金課 ☎78216471
(国保資格・課税担当) ☎775199827

国民健康保険(国保)税は、国保加入者の前年(平成28年1月1日〜12月31日)中の所得金額などを基に算定します。所得税や市・県民税を期

日までに申告した人は、その申告内容で算定しますが、申告が済んでいない人は、税務署または市民税課で申告をしてください。

国保税には、一定所得以下の世帯に掛かる税額を軽減する制度があり、軽減の判定には世帯主と加入者全員の前年所得の申告が必要です。税法上申告の必要がない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶養者になっている配偶者と16歳以上の人も、国保税の所得申告が必要です。対象者には申告書を6月中旬に郵送しますので、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ提出してください。申告をする時期によっては国保税の税額が

年度途中で変更になることがありませんので、早めに申告をしてください。

**芝川の画像を
インターネットで配信**

河川課 ☎77519381
☎77519906

市では、芝川鎌倉橋(二ツ宮)に河川監視カメラを設置し、リアルタイム画像をインターネットで配信しています。台風や集中豪雨のときに、水位の上昇した河川を見に行くのは大変危険です。気象情報と併せて防災に役立ててください。河川監視カメラ専用サイト(<http://www.aogeon.jp>) ※市ホームページからもアクセスできます。

おめでとうございます

秘書政策課 ☎775-3849・☎775-9861

平成29年春の叙勲・褒章、第28回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

平成29年春の叙勲

旭日小綬章

武藤 政春(地方自治功労)

旭日单光章

岡林 聰(環境衛生功労)

瑞宝小綬章

長原 榮(郵政行政事務功労)

平成29年春の褒章

藍綬褒章

松本 光(消防功績)

矢島 健次(消防功績)

第28回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

阿部 正弘(警察功労)

榎木 良敏(警察功労)

河野 和幸(防衛功労)

鈴木 金雄(警察功労)

宮本 悦郎(警察功労)

瑞宝单光章

阿部 忠行(警察功労)

遠藤 幹夫(警察功労)

遠藤 保明(警察功労)

中野 成美(警察功労)

安田 正(警察功労)

ご利用ください 高齢者サービス

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは高齢介護課に問い合わせてください。※サービスはいつでも市内に住所がある人が対象です。

利用できる施設

●老人福祉センターことぶき荘(☎776-2265)

■健康増進とレクリエーションの施設(無料入浴あり)
■60歳以上の人 【開館日】(月)~(金)9時30分~16時(敬老の日を除く)と12月28日~1月4日は休館) ※詳しくは、直接ことぶき荘に問い合わせてください。

●老人だんらんの家

■だんらんの場として地区集会所などを該当事務区が開放 ■該当事務区内のおおむね60歳以上の人

手当・給付など

●日常生活用具の給付

■火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり) ■おおむね65歳以上で在宅の寝たきりまたは一人暮らしの人 ※世帯を構成する全員が住民税非課税であることが条件です。 ■給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり

●要介護高齢者手当の支給

■年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
■65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(医療機関や介護保険施設などの入院・入所者を除く)で、世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であること ※要介護高齢者介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。

●要介護高齢者介護者慰労金の支給

■年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
■65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(医療機関や介護保険施設などの入院・入所者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者手当の支給を受けている人を除きます。

●住替家賃の助成

■民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成(転居先は民間賃貸住宅に限る) ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。 【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ■市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の一人暮らしの人または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯) ※生活保護を受けている人を除きます。

●紙おむつ券の給付

■市指定の薬局で紙おむつと交換できる4,690円相当の紙おむつ券を、申請日より月1枚給付 ■65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(医療機関や介護保険施設などの入院・入所者を除く)で、世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であること

●敬老祝金の支給

【贈呈額】75歳/5千円、77歳/1万円、88歳/2万円、99歳/3万円、100歳以上/5万円 ※9月中旬に民生委員が届けます。 ■8月31日現在、市内に引き続き1年以上居住する75・77・88・99歳、100歳以上の人

その他のサービスなど

●徘徊高齢者等探索サービス

■高齢者が端末発信機を携帯することで、所在不明になった時、居場所が確認できる ■おおむね65歳以上で在宅の徘徊高齢者か初老期認知症の人を介護している人 ■月額237円(開始時負担額2,160円)または596円 ※希望した業者により上記のいずれかの額になります。

●緊急通報システム

■緊急通報機の貸与 【機器使用料】月額1,296円(世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税世帯は無料) 【通話料】自己負担 ■市内に住所があり、おおむね65歳以上で日常生活上、常時注意が必要な人、または外出困難な在宅の重度身体障害者

●いきいきクラブ

■各クラブで生きがい健康づくり、福祉の向上、地域の見守り活動などを実施 ■おおむね60歳以上の人

●ヘルプカード

■高齢者や障害のある人(難病患者を含む)などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード

●あんしん証

■顔写真入りで、公共施設の料金割引時の本人確認や、外出時の緊急連絡カードとして利用可能なカード ■60歳以上の人

市長 キラリ 通心

運動と健康づくり



市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。青葉が鮮やかな季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

去る5月6日、埼玉県を拠点とするプロ野球チーム「武蔵ヒートベアーズ」の公式戦が上尾市民球場で開催され、ゴールデンウィークということもあり、たくさんの方が会場を訪れました。間近でプロの迫力を楽しんでいただき、思い出に残る1日になったことと思います。円陣組みやキャッチボールなどファンと交流するさまざまなイベントも開かれ、本市が昭和51年に宣言した「上尾市スポーツ都市宣言」にふさわしい、一人一人がスポーツに親しむことができる催しとなりました。

適度な運動は、生活リズムにメリハリをつけ、上質な睡眠を取るために有効とされています。睡眠時間の不足や睡眠の質の低下は、生活習慣病のリスク

につながるということが分かっていて、不眠が抑うつなどの心の不健康につながることもあるそうです。睡眠が不足すると、感情調節が思うようにできなくなったり、遂行能力が低下したりして、ストレスを感じやすくなるという報告もあります。20歳以上を対象とした厚生労働省の調査によると、「運動習慣のある者」の割合は、全体では、男性37.8%、女性27.3%である一方で、20歳代では、男性17.1%、女性8.3%と、若者ほど運動習慣が少ないことが分かります。この傾向は、上尾市においても同様に見られます。

市では、3月に産・学・官・民が連携して「アッピー元気体操パート2」を制作しました。平成18年に制作された「アッピー元気体操」は、市内83会場で、2,700人以上の人に親しまれていて、転倒予防や筋力強化といった介護予防を目的としています。このたびパート2では、子どもからお年寄りまで、幅広い世代が参加して多世代交流を図ることのできる内容になっています。

梅雨の季節は外出の機会も減り、運動不足になりがちです。「アッピー元気体操パート2」は、市の公式動画チャンネル「あげTube」で公開されています。室内でもできる体操ですので、ぜひご覧いただき、動画に合わせて体を動かしてみてください。

男女共同参画週間

人権男女共同参画課 ☎77815111

☎77815112

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に施行されたことを踏まえ、毎年6月23～29日を「男女共同参画週間」と定めています。この期間に、市や県ではさまざまな啓発事業を実施しています。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「男で〇、女で〇、共同作業で〇」です。

男性と女性が職場・学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、この機会に私たちの周りの男女のパートナーシップについて、考えてみましょう。



『デュエット』編集協力員を募集

人権男女共同参画課 ☎77815111

☎77815112

市民の男女共同参画に関する理解と関心を深めるため、年1回発行している、男女共同参画情報紙『デュエット』の編集協力員を募集します。

●『デュエット』の企画・取材・編集と編集会議への出席(年5回程程度)

●男女共同参画に関心があり、市内に6カ月以上居住している20歳以上の人 【謝礼】6千円以内 ●若千名

●はがきかファクスに住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、職業、電話番号、市内居住期間、今まで団体などの機関紙の発行に携わったことがあればその感想、なければ応募の動機を記入して、6月15日(木)まで(必着)に人権男女共同参画課(〒362-8501本町3-1-1)へ

行政相談委員を委嘱

市民協働推進課 ☎77514597

☎7759819

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱し、住民の皆さんから、国の行政に対する苦情・意見・要望などを聴き、問題の解決を促進するとともに、それらの意見を基に行政運営の改善を進めます。

左記の5人が4月1日付で総務大臣から委嘱されました。

●行政相談委員(順不同・敬称略)

大崎純子、松澤美智子、山根充夫、

松本貴吉、諸井佳子

●定例相談日(29ページ参照)

月第1(火)(祝を除く)10～12時

市 民相談室(市役所第三別館1階)

市民アンケートにご協力を

市民協働推進課 ☎77514539

☎77519819

コミュニティセンターは、昭和58年の開館から34年が経過しました。今後の改修などに向けての参考とするため、市民アンケートを実施します。対象者には調査票を郵送しますので、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。■6月5日(月)～20日(火) ■無作為に抽出した市内に住居の満18歳以上の男女2千人

第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画 説明会の参加者募集

福祉総務課 ☎77515118

☎77519846

市と市社会福祉協議会は、さまざまな地域の課題を解決し、地域福祉をより一層推進するために、「第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画」を合同で策定しました。このたび、本計画概要などについての説明会を実施しますので参加者を募集します。■7月7日(金) 第1回(東側地域)／13時30分～、第2回(西側地域)／15時30分～ ■コミュニティセンター ■第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域

福祉活動計画の概要(主な取り組み内容)と推進スケジュールなど各回30人(先着順) ※参加回を調整させていただきます。

■任意の様式に「地域福祉説明会参加申し込み」、住所、氏名、電話番号、メールアドレス(有る人)を記入して、6月23日(金)まで(当日消印有効)に直接または郵送か、ファクス、メールで福祉総務課(〒362-8501 本町3-1-1、☎571100@city.geog.jp)件名に「地域福祉説明会参加申し込み」と入力へ ※電話では受け付けできません。

児童手当現況届の提出を

子ども支援課 ☎77515120

☎77415342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は、6月1日現在の状況(児童の養育状況、所得、加入している年金の種類)を確認し、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するものです。該当者には6月初旬に現況届を郵送しますので、必要事項を記入して、提出してください。提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので注意してください。【提出期間】6月1日(木)～30日(金) 【提出書類】必要に応じて健康

あけお花火大会の協賛者を募集

市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

市民の皆さんに協賛をお願いします。会場内の協賛者席へ招待します。協賛者名とメッセージは、花火大会リーフレットに掲載し新聞折り込みでお知らせする他、花火大会会場(平方地区の荒川河川敷)で放送します。誕生(出産)、入学(園)、卒業(園)、合格、成人、入社、結婚、定年などの記念に花火を打ち上げてみませんか。■6月23日(金)まで ※詳しくは市観光協会へ問い合わせてください。

【花火の種類と金額(1発当たり)】

種類	金額
3号玉	5,000円
4号玉	10,000円
5号玉	15,000円
7号玉	30,000円
10号玉	60,000円
10号玉(2発)	100,000円
スターメイン	300,000円
大スターメイン	600,000円
特大スターメイン	1,000,000円



保険証の写しなどの書類を添付【提出方法】同封の返信用封筒で郵送または直接、子ども支援課、各支所・出張所へ

雨水貯留施設(雨水タンク)設置費補助金

河川課 ☎7759381

☎7759906

市では、雨水流出の抑制と雨水の有効利用を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付します。■市

内に住所があり、自己の家庭用として設置し、維持管理ができる人【補助対象となる雨水貯留施設】既製品で貯留容量が100リットル以上のもの【補助金額】購入・設置に要した費用の2分の1の額で上限3万円 ■申請書(河川課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、必要書類を用意し直接、河川課へ ※雨水貯留施設を購入前に申請し、補助金交付決定後に、購入・設置を行うこととなります。



平成29年度 事務区長を委嘱

市民協働推進課 ☎775-4539 ・ ☎775-9819

市内を114の区域(事務区)に分けて、その代表を事務区長として委嘱しています。事務区長は、事務区と行政を結ぶ連絡調整の役割を担っています(下表参照。敬称略、太字が各地区区長会長)。

上尾地区	
事務区	氏名
緑丘	武藤 昭夫
緑丘五丁目	山根 充夫
上町	田澤 信八
宮本町	小林 仁
仲町一丁目	岡田 貞夫
仲町二丁目	廿浦 章
愛宕一丁目	田中 功
愛宕二丁目	宮本 利章
愛宕三丁目	西谷 猛
栄町	山口 弘江
日の出	鈴木 勝
東町	高山 國男
陣屋	茂木 英治
二ツ宮一区	菊池 紀夫
二ツ宮二区	金子 範義
向原	石曾根 福吉
本町一・二丁目	戸枝 伸之
本町三・四丁目	永樂 嘉明
本町五・六丁目	池田 優
春日	澤畑 稔裕
柏座一丁目	朽木 智
柏座二丁目	岡村 悦子
柏座三丁目	菅谷 重信
柏座四丁目	刀根 正克
谷津一丁目	新井 邦男
谷津二丁目	金子 銀司
富士見	平田 秀明
富士見団地	田中 伸幸
原新町	矢澤 元夫
根貝戸団地	篠原 紀元
上尾東団地	嶋崎 洋明
ソフィア上尾	布瀬川 隆

パーク上尾	飯野 哲弘
レック上尾	伴 義明
フィリア上尾	宮内 誠
エージオタウン	木村 澄代
向原宿舎	上野 禎
平方地区	
事務区	氏名
南	相田 有一
下宿	千島 務
上宿	神山 忍
新田	関根 正
上野	中田 勝己
平方領々家	小川 晴久
上野本郷	植竹 光吉
西貝塚	栗原 榮二
丸山団地	吉澤 和枝
原市地区	
事務区	氏名
第一区	弦巻 聰忠
第二区	宮崎 年三
第三区	石川 進
第四区	黒須 明
第五区	高津戸 久男
第六区	宮島 孝夫
第七区	鈴木 礼三
第八区	黒須 実
第九区	下里 良男
第十区	山崎 秀夫
柳通り北区	名取 邦光
大石地区	
事務区	氏名
小泉	佐々木 好文
下芝	矢部 茂
中分	岡田 武夫

藤波	柳川 精延
井戸木	松井 紘二
中妻	金井塚 清
浅間台	西脇 正典
弁財	田中 崇
小敷谷東部	木内 三郎
小敷谷西部	原田 嘉明
畔吉東部	田邊 博幸
畔吉前原	西村 俊晴
畔吉新田	大井川 健一
畔吉雲雀	粕谷 俊夫
領家東部	小山 誠夫
領家西部	石川 明
三井	富川 喜久
サニータウン	木村 武幹
泉台	田澤 六三
上平地区	
事務区	氏名
町谷	大久保 林一
宮の下	武山 信治
上郷	高橋 正一
箕の木	高山 孔一
上新梨子	前島 芳範
久保	安川 彰
西門前	木原 鐵夫
南	福田 泰雄
南新梨子	湯本 均
下組	岡田 和信
北中地	大川原 進
新田	高橋 茂
上組	松本 吉男
須ヶ谷	市ノ川 義幸
上平塚	坂 佳三
中平塚	井上 始郎

下平塚	島村 勇
平塚団地	柳橋 節男
上尾第一団地	長塚 正明
シラコバト団地	鵜殿 不盡彦
錦町	小牧 隆
大谷地区	
事務区	氏名
地頭方	有田 泰正
壱丁目	関口 栄一
今泉	金子 佳宏
東今泉	塚田 和男
向山	小川 輝男
大谷本郷	山崎 光則
堤崎	吉澤 哲志
中新井	吉澤 祐一
戸崎	長澤 不二夫
西宮下一区	岡田 榮
西宮下二区	岩本 隆二
川	関根 久男
戸崎団地	石井 宏幸
原市団地地区	
事務区	氏名
原市団地	栗田 尚
尾山台団地地区	
事務区	氏名
尾山台団地	尾上 道雄
西上尾第一団地地区	
事務区	氏名
西上尾第一団地	鈴木 照子
西上尾第二団地地区	
事務区	氏名
西上尾第二団地	小野 博

とき ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

市県民税の納付は6月から

市民税課 ☎77515131
☎77519846

平成29年度の市県民税(住民税)額を6月に決定します。課税される人には、次の①～③の各通知書で年税額などをお知らせします。

また、昨年の申告内容や収入の種類などにより、年税額を複数の方法で納付する場合がありますので注意してください。 ※通知書が届かない場合は市民税課に確認してください。なお、非課税となる人には通知書は届きません。

■通知書、納付方法

①給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書／6月～平成30年5月の毎月の給与から、市県民税を12回に分けて特別徴収(天引き)します。

②公的年金等所得に係る年金特徴税額の決定通知書／4月～平成30年2月の各偶数月に支給(6回)される公的年金から市県民税を天引きします。4・6・8月は、前年度に通知した仮徴収税額を天引きします。②に加え①の方法でも納付する人は、②の通知書に内訳が記載されています。

③納税通知書(普通徴収分)／年税額

のうち、①②以外の税額を4回に分けて納付書または口座振替で納付します。③に加え①または②の方法でも納付する人は、③の通知書の1枚目にその内訳が記載されています。

6月は環境推進月間

環境政策課 ☎77516925
☎77519872

私たちの生活の中から余分なエネルギー消費を抑え、無駄のない生活“エコライフ”を送ることで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)を少なくすることができます。

■市の節電

5～10月に本庁舎、各出先機関で、室内の冷房温度を28度に設定し、軽装で執務する“クールビズ”を実施しています。また、節電対策の一環で公共施設の一部消灯などを行っています。

■夏の節電

夏に向けた節電への取り組みを始めましょう。エアコンの設定温度は28度を目安に設定する／すだれやよしず、グリーンカーテン(市の奨励金制度あり)などを活用する／家庭用電気製品を買い替えるときは省エネラベルの表示がある物など、消費電力の小さな物を選ぶ／冷蔵庫の詰め込み過ぎに注意し、扉の開け閉め

は短くする

■夏のエコライフDAY

簡単なチェックシートを使用し、定められた取り組み項目をチェックし、削減したCO₂の量を計算する取り組みです。

ワンストップ相談窓口を開設

子ども支援課 ☎77516819
☎7745342

子ども支援課では、子育て中の家庭の抱えるさまざまな内容の相談を1カ所で受け付ける相談窓口「こどもすくすくスクエア」を開設しています。制度やサービスの情報を集めた情報コーナーもありますのでご利用ください。 ■(月)～(金)(祝)・年末年始を除く8時30分～17時 ■生活や家庭のこと、子どもの養育、就職やキャリアアップのことなどさまざまな困りごとの相談 ■市内に住まな・在勤・在学の人 ■直接、子ども支援課へ

市認定ヘルパー養成研修受講者の募集

高野介護課 ☎77514190
☎77618872

地域の助け合いを推進するため、市認定ヘルパー養成研修を開催します。市が定める研修を受けることで、

介護福祉士などの資格を持っていない人でも、総合事業の担い手として要支援者などに家事援助などを行うことができます。 ■左表参照 ■介護保険制度、職務の理解、認知症に関すること ■地域の助け合い活動を行う予定の人 ■各回40人(先着順) ■左表の受付開始日から電話で、市社会福祉協議会(☎7317155)へ

	とき	ところ	受付開始日
第1回	7月3日(月)・4日(火)・10日(月)・11日(火)・18日(火)	コミュニティセンター	6月5日(月)
第2回	9月7日(木)・8日(金)・14日(木)・15日(金)・21日(木)	総合福祉センター	8月7日(月)
第3回	平成30年3月1日(木)・2日(金)・8日(木)・9日(金)・16日(金)	上尾公民館(文化センター内)	平成30年2月5日(月)

※時間はいずれも13時～16時30分です。

平成28年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎775-4963・FAX775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また、個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申し出に基づいて公開する制度です。

平成28年度の公開の請求・申し出の処理件数は、191件でした(表1)。

公開の請求または申し出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなどです。

【表1】 行政文書の公開についての運用状況 (平成29年3月末現在)

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数							未処理件数
			公開	部分公開	非公開 (文書不 存在を含む)	適用除外	取下げ	存否 応答 拒否	計	
市長	請求	42	14	22	2	1	1	0	40	2
	申出	54	14	37	1	1	1	0	54	0
	合計	96	28	59	3	2	2	0	94	2
教育委員会	請求	89	31	16	31	0	4	0	82	7
	申出	3	0	3	0	0	0	0	3	0
	合計	92	31	19	31	0	4	0	85	7
監査委員	請求	1	0	1	0	0	0	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	1	0	0	0	0	1	0
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	1	0	1	0	0	0	0	1	0
	申出	4	0	3	1	0	0	0	4	0
	合計	5	0	4	1	0	0	0	5	0
消防長	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	2	2	0	0	0	0	0	2	0
	合計	2	2	0	0	0	0	0	2	0
議会	請求	4	4	0	0	0	0	0	4	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	4	0	0	0	0	0	4	0
合計	請求	137	49	40	33	1	5	0	128	9
	申出	63	16	43	2	1	1	0	63	0
	合計	200	65	83	35	2	6	0	191	9

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。

※上記以外の実施機関は実績がありません。

●**請求または申し出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、請求書または申出書を用いています。市は請求または申し出があった日から15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●**審査請求** 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、審査請求をすることができます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて裁決します。平成28年度には審査請求が4件あり、いずれも教育委員会に対するものでした。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。平成28年度の個人情報の開示請求の処理件数は60件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は、事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる可能性のある個人情報は、原則として収集していません。

【表2】 個人情報の開示などの運用状況 (平成29年3月末現在)

実施機関	受付件数			処理件数						未処理件数
	受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	計	
市長	56	1	57	22	20	2	11	0	55	2
教育委員会	5	0	5	1	3	0	1	0	5	0
合計	61	1	62	23	23	2	12	0	60	2

※上記以外の実施機関は実績がありません。

■会議公開制度

市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は、会議の当日、直接会場においでください。平成28年度の運用状況は(表3)のとおりです。

【表3】 会議の公開の運用状況

区分	公開	審議事項によっては非公開となる	非公開
開催件数	120	24	219
傍聴人数	29	19	-

※非公開の会議の開催件数219件中211件は、介護認定審査会の会議の開催件数です。

■とき ■ところ ■内容 ■対象 ■費用・金額 ■申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ■問い合わせ

※記載のないものは「無料」 ■定員 ■持ち物

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

市民税課 ①7755131
②77519846

セルフメディケーション税制とは、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入したスイッチOTC医薬品(※)の購入費用について申告を行うことで、所得税と市県民税の所得控除を受けることができる医療費控除の特例です。

※スイッチOTC医薬品

スイッチOTC(Over The Counter)医薬品とは、主に医師が処方する医療用医薬品として使用していた薬が、成分の有効性・安全性などに問題がないと判断されたことにより、薬局やドラッグストアで販売できる一般用医薬品等(OTC医薬品)に転換されたものです。控除対象となるスイッチOTC医薬品には指定がありますので、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)を確認してください。

■医療費控除の対象となる支払額

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族について、1月1日から12月31日までに支払われた一定のスイッチOTC医薬品の購入対価

より1万2千円を引いた金額が控除額となります(上限8万8千円)。

■必要書類

この控除の特例を受けるには、申告時に必要な書類に加え、次の①②の書類を添付・提示する必要があります。

- ①健康の維持増進や疾病の予防への取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のうち一つ以上)を行った証明書類
- ※市の予算で住民サービスとして実施される健康診査を除きます。

②領収証またはレシート(商品名、金額、販売店名、購入日、セルフメディケーション税制対象商品である旨が全て明記されていること)

■注意事項

この控除の特例は平成29年分の申告からの導入になります。控除の適用を受けるには、税務署に確定申告書を提出するか、市役所に市県民税申告書を提出する必要があります。なお、市県民税についてはどちらかの手続きを行えば控除が適用されますが、所得税については税務署への確定申告書の提出が必要になります。

また、この控除の特例は現行の医療費控除との選択制となり、併せて適用を受けることはできません。

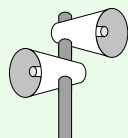
年金振込通知書の郵送

大宮年金事務所 ①65213399
ねんきんダイヤル ②05701051165

年金振込通知書は、金融機関などへの口座振り込みで年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものです。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。

年金から特別徴収(天引き)されている保険料(税)額と個人住民税額に

防災行政無線を用いた 緊急情報の伝達訓練



危機管理防災課 ①775-5140・②775-9927

市では、地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。■7月5日(水)10時15分ごろ ■下表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内128カ所に設置してある防災行政無線から、毎日実施している定時放送と同じくらいの音量で次の順番の内容が一斉に放送されます。

【放送内容】

- ①「こちらは、防災上尾です。」
- ②「ただ今から訓練放送を行います。」
- ③(緊急地震速報チャイム音)
- ④「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。これは訓練放送です。」を3回
- ⑤「これで訓練放送を終わります。」
- ⑥「こちらは、防災上尾です。」

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

については、左表の担当課に問い合わせてください。

財政事情を公表

財政課

☎775-4247・☎776-8873

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などがどのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。今回の収支状況な

どは平成29年3月31日現在のもので、4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた平成28年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

■会計別の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	641.1	569.2	88.8	570.5	89.0
国民健康保険	276.2	249.6	90.4	255.4	92.5
介護保険	138.7	140.8	101.5	123.1	88.8
公共下水道事業	52.1	36.1	69.3	41.2	79.1
後期高齢者医療	23.9	23.5	98.3	22.3	93.3
合計	1,132.0	1,019.2	90.0	1,012.5	89.4

■水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	45.9	44.4	96.7
収益的支出	43.8	38.2	87.2
資本的収入	3.2	2.3	71.9
資本的支出	24.2	18.8	77.7

■一般会計の収支状況明細

平成29年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は約25万円です。

●歳入

(単位:億円)

	予算現額	3月末収入済額	収入率(%)
市 税	301.1	301.0	99.9
国庫支出金	101.2	88.7	87.6
市 債	65.1	14.9	22.9
県 支 出 金	40.1	31.8	79.3
繰 越 金	31.9	31.9	100.0
地方消費税交付金	31.4	31.7	101.0
地方交付税	28.3	30.4	107.4
諸 収 入	15.5	13.4	86.5
使用料及び手数料	6.2	6.1	98.4
地方譲与税	4.1	3.9	95.1
そ の 他	16.1	15.4	95.7

- 市 税…個人や法人が市に納める税金
- 国庫支出金…国と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 市 債…学校や道路などの整備を行うために銀行などから借りたお金
- 県 支 出 金…県と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 繰 越 金…前年度の会計から持ち越されたお金
- 地方消費税交付金…消費税のうち一定割合(8分のうち0.85分)が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金
- 地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金
- 諸 収 入…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金
- 使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料
- 地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出

(単位:億円)

	予算現額	3月末支出済額	執行率(%)
民 生 費	300.2	271.2	90.3
総 務 費	73.6	62.6	85.1
公 債 費	65.6	65.6	100.0
土 木 費	62.1	49.6	79.9
教 育 費	51.6	46.8	90.7
衛 生 費	50.4	39.4	78.2
消 防 費	26.4	25.1	95.1
商 工 費	4.6	4.2	91.3
議 会 費	4.5	4.4	97.8
農林水産業費	1.7	1.6	94.1
予 備 費	0.4		

- 民 生 費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用
- 総 務 費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用
- 公 債 費…借り入れたお金の返済などの費用
- 土 木 費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用
- 教 育 費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用
- 衛 生 費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用
- 消 防 費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用
- 商 工 費…商工業の推進や振興などの費用
- 議 会 費…議会運営などの費用
- 農林水産業費…農林水産業の推進や振興などの費用

■市債の状況

平成29年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は33万7,341円です。

区 分	金 額
一般会計	556億9,390万円
公共下水道事業	161億8,498万円
水道事業	50億3,419万円
合 計	769億1,307万円

※市債とは学校や道路、上下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金です。

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は以下のとおりです。

(単位:㎡)

	土 地	建 物
行政財産	1,750,442	385,801
普通財産	109,031	8,293
合 計	1,859,473	394,094

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設です。

※普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産です。

- とき
- ところ
- 内容
- 対象
- 費用・金額
- 申し込み
- ※記載のないものは「無料」
- 定員
- 持ち物
- ※記載のないものは「当日、直接会場へ」
- 問い合わせ